

## J R 千葉駅前広場におけるバス乗降所の共同使用に関する指針

### 【1】（目的）

この指針は、J R 千葉駅 3 駅前広場を発着する定時路線バスについて以下の表のとおり方面別配置を基本とする方針に基づき、特定のバス乗降所を共同使用するバス事業者（以下「事業者」という。）が遵守すべき事項を定め、乗降所の秩序維持を確保し、千葉の玄関口に相応しい質の高い安心、安全、快適な利用者へのサービス向上に寄与することを目的とする。

名 称	方 面
東口駅前広場	東部方面（国道 357 号より内陸部、総武本線より東側）
北口駅前広場	内陸部方面（国道 357 号より内陸部、総武本線より西側）
西口駅前広場	臨海部方面（国道 357 号より海側、都川より北側）

### 【2】（適用）

この指針は、次の各号に掲げる乗降所（以下「指定乗降所」という。）を使用する事業者が指定乗降所を使用する場合に適用する。

- （1）北口駅前広場 22番、24番
- （2）西口駅前広場 25番～27番

### 【3】（乗降所の共同使用）

- 1 指定乗降所は、別紙 1 の共同使用会社欄記載の旅客運送事業者（以下、共同使用者）による共同使用とする。
- 2 事業者は交通政策課から指定乗降所の位置を変更する旨の指示があったときは、これを遵守しなければならない。
- 3 交通政策課は、指定乗降所を共同で使用する事業者と協議の上、指定乗降所を使用する事業者を追加又は変更することができる。
- 4 指定乗降所の使用料は無料とする。また、道路占用料は千葉市の負担とする。ただし、標柱に係る電気料は事業者の負担とし、共同使用者が共同使用者数の数によってこれを案分して負担する。共同使用者は千葉市（交通政策課）の発行する請求書に基づき、毎月の電気料を指定した期日までに指定の方法により支払う。

### 【4】（使用目的）

事業者は、指定乗降所を一般乗合旅客自動車運送事業の運行目的（定時路線バス運行に限る。）にのみ使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。

## 【5】（事業者の維持管理及び通知義務）

事業者は、指定乗降所に設置された標柱の日常的な維持管理を行い、軽微な修繕等の費用を負担（共同負担）する。

また、事業者は指定乗降所に修繕を要する箇所を発見した時は、速やかにその旨を交通政策課に通知するものとする。

## 【6】（権利義務譲渡の禁止）

事業者は、文書により交通政策課の承諾を受けた場合を除き、指定乗降所の全部若しくは一部を、名目の如何を問わず第三者に使用させてはならない。

## 【7】（指針の遵守）

事業者は指定乗降所の適正な秩序維持を図るため、この指針を遵守するものとし、運行管理者、乗務員その他の関係者全員に対してもこの指針を周知徹底するものとする。

## 【8】（指定乗降所の発車時刻等）

- 1 事業者は、指定乗降所発車時刻（以下、「発車時刻」という。）を決定するにあたっては、指定乗降所付近の安全を確保するとともに、バス利用者に混乱を生じさせないように、利用者の乗車時間並びに出発時の乗車案内、予約確認、運賃扱い及び荷物扱い等（以下、「出発時の対応」という。）に要する時間を考慮し、共同で使用する事業者間で発車時刻に関する調整を図り、前後の便の間隔を適切に確保する。
- 2 事業者は、やむを得ない理由により遅延が発生した場合であっても、その後の指定乗降所を発着する便や利用者への影響を最小限に止めるため、あらかじめ余裕をもった車両繰りで運行計画を立てるものとする。
- 3 事業者は、指定乗降所を新たに使用する場合、または発車時刻を変更する場合は、予め、第1項により事業者間で調整した発車時刻を記載した運行計画を交通政策課に提出するものとする。

## 【9】（定時運行の確保）

事業者は、出発時の対応並びに到着時の降車案内及び荷物扱い等を迅速かつ適切に行い、定時運行の確保に努め、共同で使用する他の事業者の運行の妨げにならないよう努めるものとする。

## 【10】（禁止事項）

事業者は、交通政策課に協議し、承諾を受けた場合を除き次に掲げる行為を行ってはならない。

- （1）指定乗降所に工事を施すこと又は設備若しくは造作等を付加すること
- （2）指定乗降所に商号、商標又は広告その他これらに類する表示をすること
- （3）事業者が使用するバスを指定された場所以外の路上及び広場で待機させること
- （4）やむを得ない場合を除き、指定乗降所以外の場所で利用者を乗車させること

#### 【11】(資料の提出等)

交通政策課は事業者に対しバスの事業計画、運行計画、運行実績その他指定乗降所の管理に必要な事項について、資料の提出若しくは報告を求め、必要に応じて改善を求めることができる。

#### 【12】(報告等)

事業者は、この指針に定めるものの他、交通政策課が必要に応じ事業者に対して報告若しくは協議を求めたときは、これに応ずるものとする。

#### 【13】(紛争処理等)

事業者は、指定乗降所の使用に伴って、利用者から苦情を受け、又は事業者の顧客との間に紛争が生じた場合は、自己の責任をもってその解決にあたるものとする。

#### 【14】(協議の義務)

事業者は指定乗降所に係る新たな事業計画を定め、又は変更しようとするときは、運輸支局への認可申請又は届出時に、交通政策課に対し協議を行うものとする。

#### 【15】(疑義の決定)

この指針に定めのない事項又はこの指針に関し疑義を生じた事項についてはその都度、事業者、交通政策課協議の上、決定するものとする。

#### 附 則

この指針は、平成26年 月 日から施行する。

## 内 訳 書

区 分	乗降所番号	共 同 使 用 会 社
北口駅前広場	22番	(株)平成エンタープライズ
	24番	千葉内陸バス(株)
西口駅前広場	25番	京成バス(株) 京浜急行バス(株) 小湊鐵道(株) ちばシティバス(株) 東京空港交通(株)
	26番	小湊鐵道(株) 千葉中央バス(株)
	27番	あすか交通(株) ちばシティバス(株)

(共同使用会社名は、各のりばごとに50音順で記載)